

荒川区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

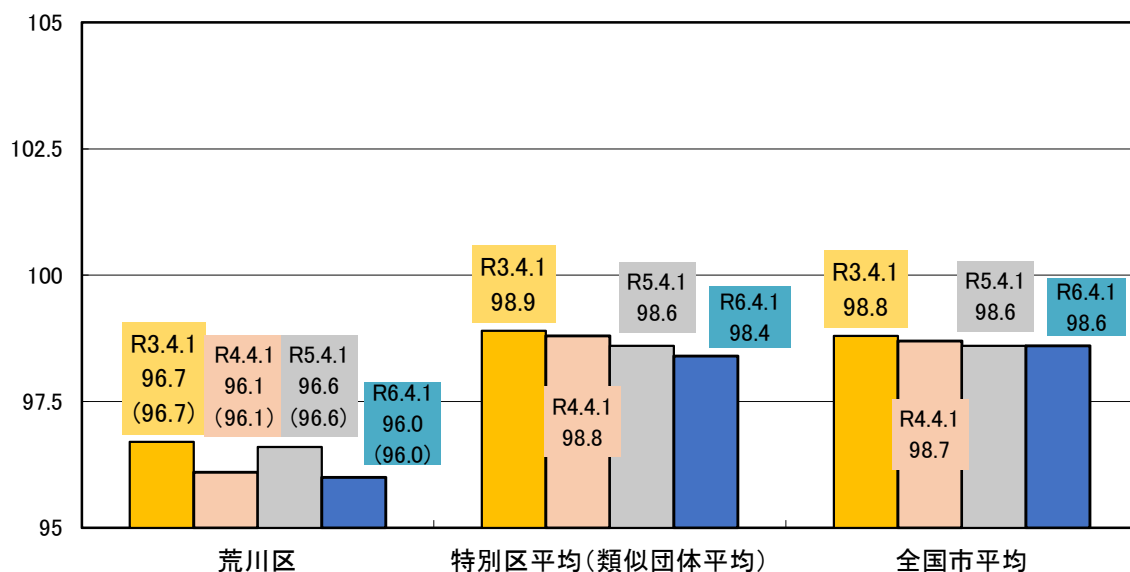
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)4年度 の人件費率
5年度	219,268人	117,399,254 千円	3,955,299 千円	18,452,161 千円	15.72%	17.02%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)23区平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	1,703 人	5,941,184 千円	2,228,002 千円	2,889,572 千円	11,058,758 千円	6,494千円	6,577千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
- (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
6年度	393,192円	382,163円	11,029円 (2.89%)	2.89%	2.89%	2.76%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
6年度	4.87月	4.65月	0.22月	0.20月	4.85月	4.6月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[☒ 実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

〔給料表の改定実施時期〕

平成27年4月1日

〔内容〕

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

〔支給割合〕

20%(国基準の20%と同等)

〔実施時期〕

平成27年4月1日から実施

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	39.9歳	301,853円	425,838円	380,263円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
特別区	39.8歳	298,662円	424,891円	374,938円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (b)	a/b
荒川区	55.9歳	91人	289,730円	388,877円	352,944円	—	—	—	—
清掃職員	54.7歳	50人	302,062円	427,932円	369,646円	廃棄物処理業従事員	47.7歳	314,900円	1.36
用務員	57.4歳	39人	275,108円	341,509円	333,277円	用務員	49.1歳	244,800円	1.40
その他	55.9歳	2人	266,550円	336,182円	319,860円	—	—	—	—
都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
特別区	53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (c)	民間 (d)	c/d
荒川区	—	—	—
清掃職員	6,785,645円	4,376,300円	1.55
用務員	5,569,537円	3,297,300円	1.69

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	33.5歳	305,881円	392,674円
東京都	39.8歳	341,332円	441,317円
特別区	38.3歳	331,651円	443,446円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	196,200円	196,200円
	高 校 卒	182,000円	160,100円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	173,200円	157,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,658円	354,559円	399,000円	393,191円
	高 校 卒	237,720円 (10～12年)	330,975円 (22～24年)	321,518円 (26～28年)	342,640円
技能労務職	高 校 卒	190,867円 (10～12年)	— 円	304,400円 (26～28年)	305,800円

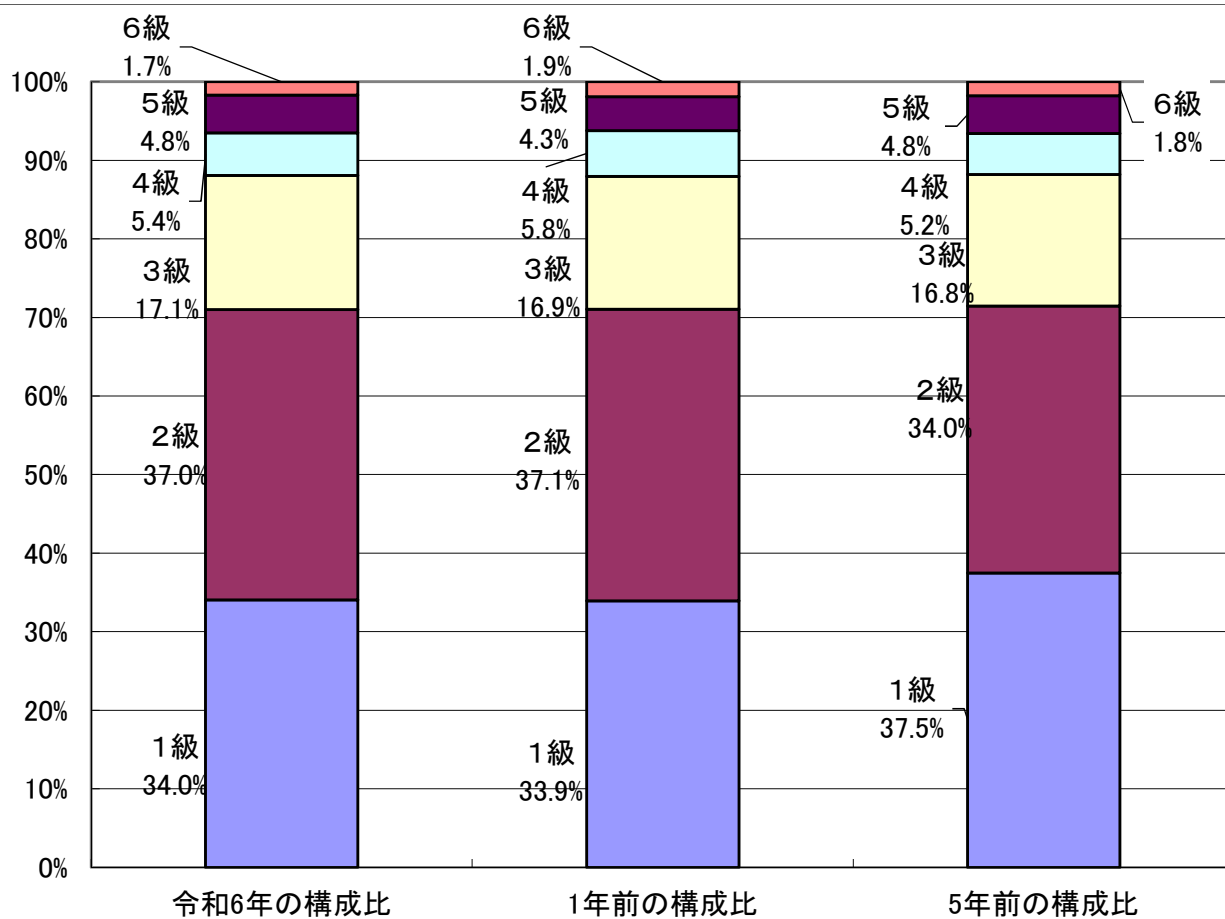
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

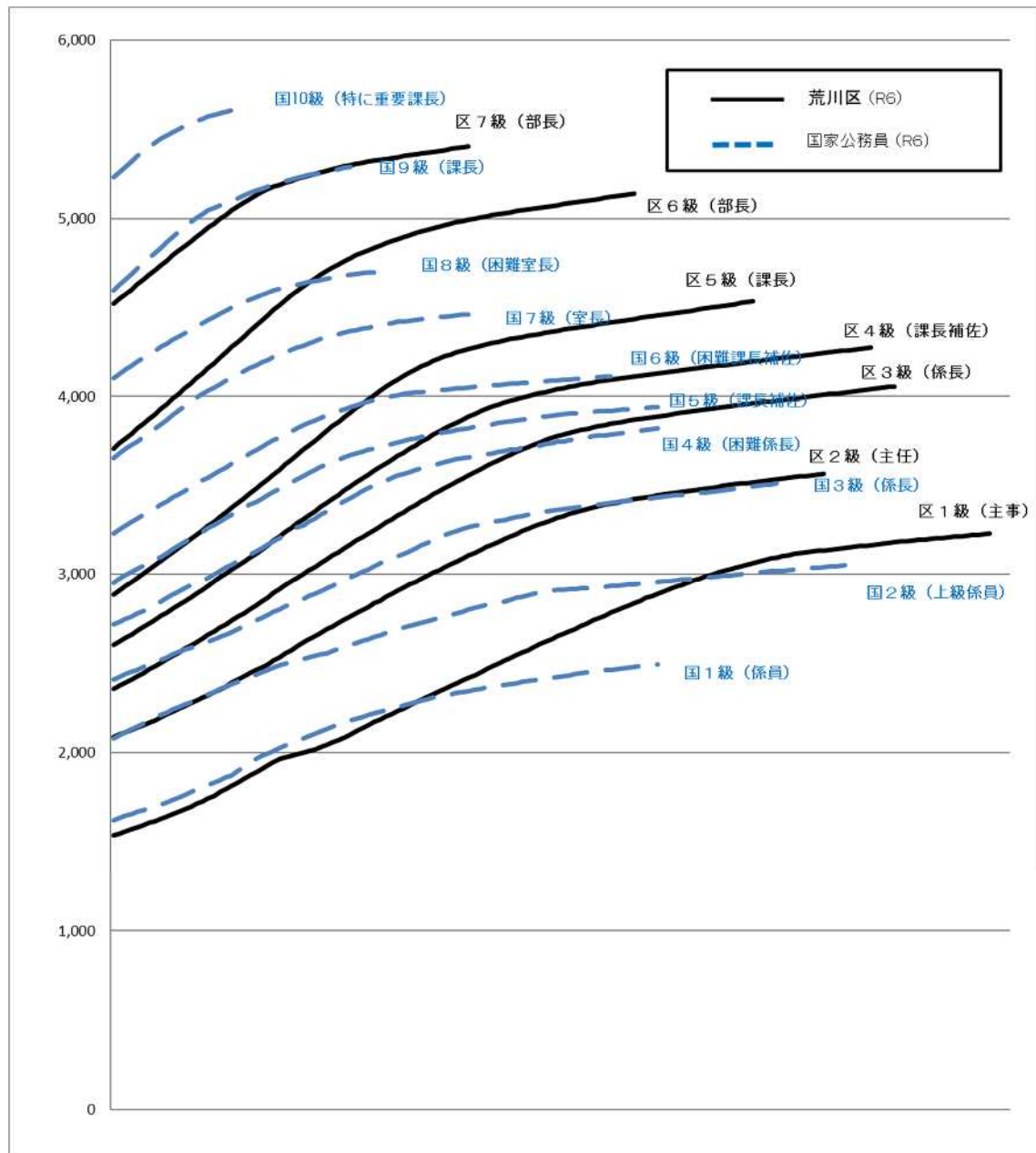
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	統括部長	0人	0.0%	459,400円	544,600円
6 級	部長	21人	1.7%	379,400円	518,100円
5 級	課長	59人	4.8%	303,500円	457,100円
4 級	課長補佐	67人	5.4%	276,700円	431,000円
3 級	係長	210人	17.1%	254,100円	408,800円
2 級	主任	455人	37.0%	231,500円	357,600円
1 級	係員（2級から6級までの職務の級に属さない職員の職務）	419人	34.0%	177,400円	323,900円

(注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（荒川区）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額 （5年度） 1,713千円	1人当たり平均支給額 （5年度） 1,907千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 （1.35）月分 （1.10）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.25月分 （1.35）月分 （1.10）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20％ 管理職加算 15～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3～20％ 管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20％ 管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（荒川区）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

荒川区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
・その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （2～20％加算）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％加算）		
1人当たり平均支給額 2,889千円 20,442千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			1,227,879千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			672,072円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
特別区	20％	1,827人	20％

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（5年度決算）			23,890千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			84,120円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			15.6%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特定危険現場 手当	工事監督業務・検査業務等従事職員	工事の監督等に 従事する職員が 建築現場等にお いて、地上10メ ートル以上の足 場の不安定な箇 所で勤務した場合等	7千円	日額280～380円
保健福祉業務 手当	生活保護業務・保健所業務等従事職員	訪問員として生 活保護法等に定 める業務を行う ため、家庭等の 訪問業務に従事 した場合等	15,201千円	日額160～1,470 円
清掃業務従事 職員特殊勤務 手当	清掃業務従事職員	ごみの収集作業 又は自動車によ る運搬作業に従 事したとき等	8,818千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	463,942千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	294,753円
支給実績（令和4年度決算）	432,493千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	258,051円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価		国との異同	国 の 制 度	支 給 実 績 (5年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額 (5年度決算)	
扶 養 手 当	扶養親族のある職員		異なる	扶養親族のある職員		95,511 千円	180,892 円
	配偶者	6,000 円		配偶者	6,500 円		
	子	9,000 円		子	10,000 円		
	その他の親族	6,000 円		その他の親族	6,500 円		
	16～22 歳の子に対する加算	4,000 円		16～22 歳の子に対する加算	5,000 円		
住 居 手 当	世帯主等である職員のうち借家・借間居住（家賃月額 27,000 円以上）のもの		異なる	借家・借間居住職員 （家賃月額 16,000 円以上） 28,000 円（限度額）		73,708 千円	151,041 円
	月 額			8,300 円			
	加算額	満 27 歳以後の最初の 3 月 31 日まで		18,700 円			
		満 27 歳の最初の 4 月 1 日から満 32 歳の 3 月 31 日まで		9,300 円			
通 勤 手 当	通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員		異なる	通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員		197,220 千円	133,167 円
	・ 6 か月定期券等の価格により一括支給（1 か月あたりの限度額 55,000 円） ・ 自転車等の交通用具使用者 距離に応じた月額（2,600～13,000 円）を支給			・ 6 か月定期券等の価格により一括支給（1 か月あたりの限度額 55,000 円） ・ 自転車等の交通用具使用者 距離に応じた月額（2,000 円～31,600 円）を支給			
管 理 職 手 当	管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当 92,300～127,600 円		異なる	管理又は監督の地位にある職員 俸給別、職務の級別、特別調整額の区分別に定められた額を支給 46,300～130,300 円		102,369 千円	1,163,284 円
初 任 給 調 整 手 当	専門的な知識を有し、採用困難な職員（医師） 医療職給料表（一）の職務にある職員 121,200～275,700 円		異なる	支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる 12,400～415,600 円		4,960 千円	2,480,000 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当 1 回あたり 4,000～18,000 円 （勤務時間等により異なる）		異なる	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給する手当 1 回あたり 3,000～18,000 円 （勤務時間等により異なる）		975 千円	65,000 円

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たりの平均 支給年額 (4年度決算)
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴う 転居のため単身で生活する職 員へ支給される手当 基礎月額 30,000 円 加算月額 6,000～14,000 円 (距離に応じて支給)	異 なる	職員の住居と配偶者の住居と の交通距離に応じて支給 30,000～100,000 円	0 千円	0 円
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤 務することを命じられた職員 へ支給される手当 (単価) 勤務1時間あたり給与額 ×135/100	同 じ	—	31,247 千円	161,067 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日午前5時までの 間に勤務することを命じられ た職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間あたり給与額 ×25/100	同 じ	—	0 千円	0 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 に支給される手当 ・児童相談所 5,900 円 ・非常災害 9,100 円 等 (1回あたり)	異 なる	勤務の態様に応じ、勤務1回 につき 4,400～21,000 円を支 給	4,474 千円	61,288 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	区 副 区 長	長 長	1,146,000円 920,000円	(参考) 特別区における最高／最低額
				1,286,000円／ 914,400円 1,027,000円／ 810,700円
報 酬	議 副 議 議	長 長 員	926,000円	956,000円／ 856,000円
			792,000円	809,000円／ 763,500円
			608,000円	621,000円／ 594,800円
期 末 手 当	区 副 区 長	長 長	(令和5年度支給割合)	
			4.10月分	
退 職 手 当	区 副 区 長	長 長	(令和5年度支給割合)	
			4.10月分	
退 職 手 当	区 副 区 長	長 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
			給料月額×在職年数×500/100	22,920千円 任期ごと
			給料月額×在職年数×400/100	14,720千円 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

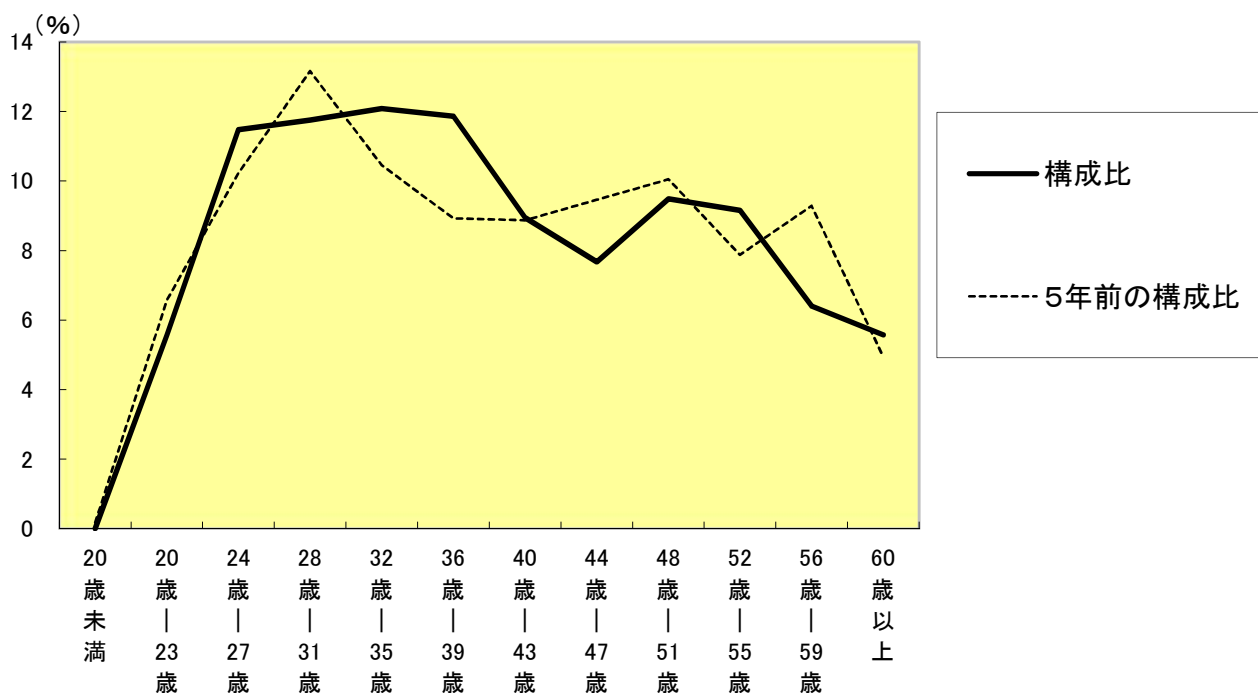
（令和4年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	12	1	育休等代替職員の増
		総 務	347	358	11	戸籍証明書等の広域交付対応等
		税 務	63	62	△1	育休等代替職員の減
		民 生	629	648	19	荒川たんぼセンターの機能拡充等
		衛 生	266	247	△19	新型コロナワクチン対応の見直し等
		労 働	4	4	0	
		商 工	35	34	△1	育休等代替職員の減
部 門		土 木	168	170	2	事業執行体制の充実
		計	1,523	1,535	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.01 人
		教育部門	183	191	8	育休等代替職員の増等
公 営 企 業 部 門	小 計	1,706	1,726	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.72 人	
		国民健康保険事業等	86	89	3	育休等代替職員の増等
合 計		86	89	3		
		1,792 [1,686]	1,815 [1,686]	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.78人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	101人	208人	214人	219人	216人	162人	139人	172人	167人	116人	101人	1815人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	1,427	1,489	1,523	1,530	1,523	1,535	108(7.6%)
教育	194	194	185	183	183	191	△3(△1.5%)
普通会計計	1,621	1,683	1,708	1,713	1,706	1,726	105(6.5%)
公営企業等会 計計	81	86	82	83	86	89	8(9.9%)
総合計	1,702	1,769	1,790	1,796	1,792	1,815	113(6.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。